

補欠選挙に伴う在外選挙の実施について

(平成26年4月)

衆議院議員補欠選挙（鹿児島県第2区）

平成26年4月17日

衆議院鹿児島県第2区選出議員の補欠選挙に伴う在外選挙の概要は、以下のとおりです。

在外選挙登録の申請手続きについて知りたい方はこちら

→（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/flow.html>）

1 1 補欠選挙の対象選挙区

●衆議院鹿児島県第2区：鹿児島市（魚見町，卸本町，小原町，上福元町，錦江台一・二・三丁目，希望ヶ丘町，喜入瀬々串町，喜入中名町，喜入生見町，喜入前之浜町，喜入町，喜入一倉町，五ヶ別府町，小松原一・二丁目，皇徳寺台一・二・三・四・五丁目，桜ヶ丘一・二・三・四・五・六丁目，坂之上一・二・三・四・五・六・七・八丁目，下福元町，自由ヶ丘一・二丁目，慈眼寺町，清和一・二丁目，谷山港一・二・三丁目，谷山中央一・二・三・四・五・六・七・八丁目，中山町，中山一・二丁目，東開町，南栄一・二・三・四・五・六丁目，七ツ島一・二丁目，西谷山一・二丁目，東谷山一・二・三・四・五・六・七丁目，光山一・二丁目，平川町，星ヶ峯一・二・三・四・五・六丁目，山田町，和田一・二・三丁目），指宿市，奄美市，南九州市（旧穎娃町域），大島郡

2 投票することができる方

● 上記1の選挙管理委員会名が記載されている在外選挙人証をお持ちの方

3 在外選挙の日程

- 告 示 日：平成26年4月15日（火）
- 在外公館投票日：平成26年4月16日（水） 終了しました
- 日本国内の投票日：平成26年4月27日（日）

4 投票方法

「在外公館投票」「郵便等投票」「日本国内における投票」のうちのいずれかを選択して投票することができます。あなたにあった投票方法を知るにはこちら

→（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/vote.html>）

在外公館投票

終了しました。

郵便等投票

（1）上記1に記載されている市区町村のうち，ご自身が登録している市町村の選挙管理委員会の委員長に対して，直接，投票用紙等を請求してください。請求の際は在外選挙人証を必ず同封してください。請求用紙は，在外選挙人証とともにお配りした「在外投票の手引き」からコピーするか，こちら（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/shinseisyo.html>）からダウンロードしてく

ださい。

(2) 投票用紙が送られてきたら、投票用紙に投票する候補者名を記入して、上記選挙管理委員会の委員長へ郵送（国際宅配便送付）してください。

(3) 国内投票日の4月27日（日）の投票所が閉じられる時刻（原則午後8時）までに、投票所に到着するよう、登録先の市区町村選挙管理委員会に送付する必要がありますので、注意してください。

日本国内における投票

在外選挙期間中に一時帰国する場合や、帰国後国内の選挙人名簿に登録されるまでの間（転入届提出後3か月間）は、登録先の市区町村選挙管理委員会が指定した投票所等で、在外選挙人証を提示して投票することができます。詳しくは、登録先の各市町村選挙管理委員会にお尋ねください。